

令和5年度農地中間管理事業 事業評価結果

評価項目		評価機関	評価の理由及び考え方
1	事業の緊急性・必要性	5	農業従事者の高齢化や遊休農地が増加している実態などを考慮すれば、担い手への農地の利用集積・集約化によるコスト低減は、本県が最優先で取り組むべき緊急の課題である。 また、令和7年度から農地賃借の仕組みが変更となり、農地中間管理事業に一本化されることから、機構の中心業務である農地中間管理事業の推進を担う意義は極めて大きい。 また、県の「香川県農業・農村基本計画」においても、展開方向として「生産性を高める基盤整備」の中で「農地集積・集約化と農地の確保」が重要な施策に位置づけられており、事業の緊急性・必要性は大いに認められる。
2	事業計画の妥当性	4	香川県が定めた「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」での担い手の集積率目標67%程度(令和12年度)を達成するための年間集積目標1,270haは非常に大きな数値であり、達成に向けたハードルは高いが、認定農業者をはじめ集落営農法人や新規就農者のほか多様な経営体への集積を進めるとともに、農地を守り農業を振興するためには目標実現に向けて確実に事業を進める必要がある。 また、「地域計画(目標地図)」の策定支援を図るほか、遊休農地の発生防止・解消にも寄与されたい。
3	事業の進捗状況(目標に対する達成度)	3	当該機構の令和5年度転貸実績は、673ha(前年対比105.3%)であり、担い手に新たに賃借された面積は280ha(前年対比98.6%)と前年よりわずかに減少となったが、集積面積は着実に増加しており、農地集積専門員を中心とした地域の実情に応じたきめ細かなマッチング活動の成果は十分に認められる。
4	事業の成果の波及効果	4	本県における令和5年度の担い手への集積面積は9,446ha(集積率33.1%)で、前年に比べて185ha(集積率1.2%)の増となった。これは、認定農業者や新規就農者等の核となる担い手の確保に加え、積極的に規模拡大による経営改善を図ろうとする意欲の高い農業者が育っているものと考えられる。 機構における令和5年度末の転貸面積(累計)も3,999haとなり、取組みの成果が見られている。今後も、関係機関との連携体制をより一層強化し、地域計画の達成に資するよう多様な担い手なども含めた担い手への農地集積面積の拡大を図っていく必要がある。

計 (D)	16	評価値	(D)/20×100=80
-------	----	-----	---------------

評価項目	評価基準(各項目5段階評価:合計20点)	
1 事業の緊急性・必要性 ○農業者や農村地域のニーズや社会経済情勢の変化に的確に対応しているか。	5	大いに認められる
	4	かなり認められる
	3	認められる
	2	あまり認められない
	1	認められない
2 事業計画の妥当性 ○事業対象は妥当であるか。 ○当初の計画を変更する必要はないか。	5	大いにある
	4	かなりある
	3	ある
	2	あまりない
	1	ない
3 事業の進捗状況(目標に対する達成度) ○目標値に対してどの程度進んでいるのか。	5	大いに進んでいる
	4	かなり進んでいる
	3	進んでいる
	2	あまり進んでいない
	1	進んでいない
4 事業の成果の波及効果 ○期待された成果は得られているか。 ○当初見込まれた分野以外や周辺地域での波及効果が得られているか。	5	大いに期待できる
	4	かなり期待できる
	3	期待できる
	2	あまり期待できない
	1	期待できない

- 事業の効果的かつ効率的な実施のために必要な改善事項
- ①市町等コーディネーター役を担う組織と一体となり「地域計画」の作成に参画
 - ②面的集積・集約化の促進(集落営農、基盤整備、日本型直接支払制度等の関連事業の一体的な促進)
 - ③担い手支援と一体となった農地集積・集約化の促進
 - ④様々な機会、媒体を通じたPR活動の継続的な実施
 - ⑤農業委員や農地利用最適化推進委員等との連携強化による円滑な事業の実施

総合評価	A	評価基準	A	一定の成果が期待でき、継続的な実施が必要(評価値の目安:70以上)
			B	今後の見直し等に問題があり、継続実施する場合には見直しが必要(評価値の目安:30以上~70未満)
			C	今後の成果が見込めないため、事業を中止すべき(評価値の目安:30未満)